

平成20年 8月28日  
総務省統計局

## 平成21年経済センサス 基礎調査の検討状況について

平成21年経済センサス 基礎調査については、平成20年7月に第2次試験調査を実施するなど、都道府県、市町村と連携しながら、確実かつ効率的な調査の実施について検討してきたところであり、現時点の検討状況は以下のとおりである。

### 1 調査系統

甲調査（国及び地方公共団体の事業所を除くすべての事業所）については、原則として調査企業等を傘下支所数によって区分し、それぞれ以下の系統により調査を行う。

（ア）支所数 100以上 国 - 調査企業等

（イ）支所数 30～99 国 - 都道府県 - 調査企業等

（ウ）支所数 10～29 国 - 都道府県 - 市町村 - 調査企業等

（エ）支所数 10未満 国 - 都道府県 - 市町村 - 調査員 - 調査企業等

（注：会社以外の法人等については、支所数に関わらず（エ）の系統で調査を行う。）

乙調査（国及び地方公共団体の事業所）については、国及び地方公共団体がそれぞれ調査を行う。

### 2 調査方法

#### （1）国、都道府県、市町村による調査

国、都道府県、市町村が調査する調査企業等に対しては、それぞれが調査企業等ごとに調査票を送付し、回収することにより行う。なお、調査企業等の選択によりオンライン調査システムを利用して調査票を提出することを可能とする。

#### （2）調査員による調査

調査員は、市町村の調査実施上の指導を受けて、担当調査区にある調査企業等（（1）の調査対象を除く。）に係る調査票の配布、収集、調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成等を行う。

また、調査員は、調査区内事業所名簿に記載されている支所について、実際にそれが活動中であるかを確認し、名簿にその状況を記録する。

さらに、名簿に記載されていない事業所を見つけたときには、それが本所か支所かを確認し、本所であれば調査票を配布・収集する。支所であれば本社等確認票を配布・収集する。

### 3 調査実施上の課題と対応策

#### (1) 直轄調査分における全数回収の確保

国、都道府県、市町村による直轄調査（郵送調査）においては、調査員が直接訪問して調査票を回収しないため、全数回収が困難となる恐れが懸念される。これについては、調査に先立ち、経済団体等及び調査企業等の一部を訪問して協力を依頼する。回収状況に応じ未回収企業等への督促状送付や電話等による督促を強化する。最終手段として、職員が直接訪問して調査票を回収する、等の措置により、全数回収を確保することを考えている。

#### (2) 本社等一括調査における傘下支所に係る情報の正確性

本社等一括調査により調査企業等の傘下支所のすべての情報を本社等が一括して申告することになり、企業全般における調査票記入者負担が軽減されるとともに、本所・支所の関係の情報の網羅的な把握がより効率的に行われることが期待される一方、支所の記入漏れや情報の欠落等の正確性への懸念もある。これについては、調査員調査による本社等確認票から得られた情報を用いて集計時にチェックを行うことを考えている。

#### (3) 調査系統間の事務の錯綜、地方公共団体の事務負担増等への懸念

今回のような形で複数の調査系統を併用した大規模な調査を全国に展開することは初の試みであり、調査系統間の事務の錯綜（調査漏れや重複調査があった場合の対処など）、地方公共団体の事務負担増等が懸念される。これについては、調査票の宛名印刷や発送等における民間委託の活用、国及び地方公共団体における審査事務の効率化、国によるコールセンターの設置などで事務負担の軽減を図るとともに、国と地方公共団体の連携をより一層強化し、円滑かつ確実な事務の遂行を行いたいと考えている。

### 4 本調査における民間開放への取組について

上記のような対応を進めていく中で、回収等を含めた実査における業務を民間事業者へ委託することとした場合、その業務内容、業務量、要求水準等を予め仕様書等で適切かつ明確に示すことは難しい状況にある。したがって、今回の調査においては、調査の質を確保しつつ、民間事業者の活用により効率的かつ効果的な業務の遂行が確実に見込める業務（コールセンター、宛名印刷、調査票等の封入・発送等）について民間事業者を活用することとしたい。

また、今回の実施における目的の達成の程度やこれに要した経費を正確に把握し、目的の達成のために確保されるべき質や望ましい費用対効果について可能な限り客観的に検証した上で、次回以降の調査において民間事業者の創意工夫が発揮される効果が高いと期待される業務の民間開放を推進してまいりたい。

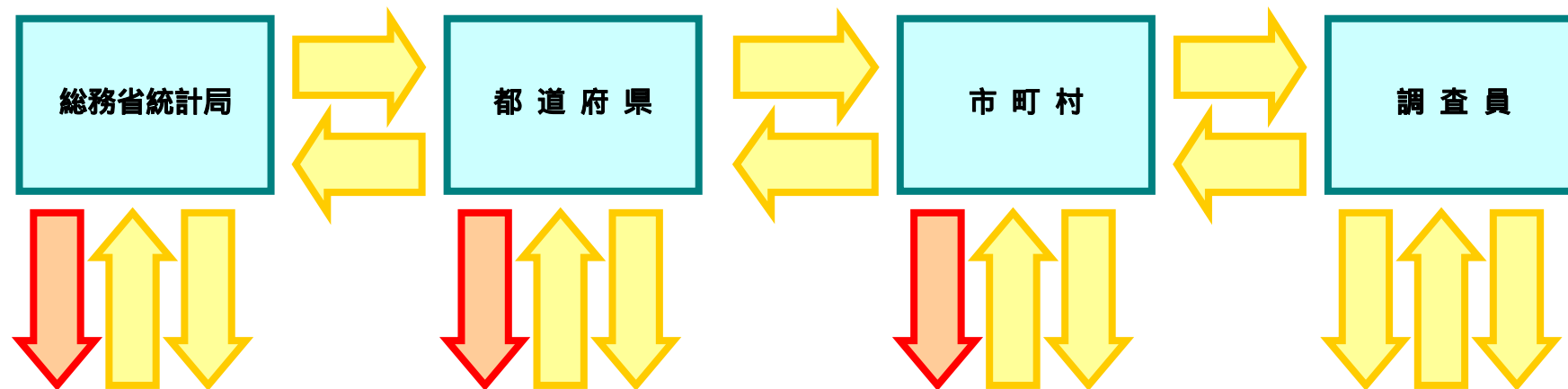
# 平成21年経済センサス - 基礎調査 調査業務の主な流れ（想定）

〔甲調査（国及び地方公共団体の事業所を除くすべての事業所）〕

調査票等の送付、実査指導  
宛名印刷、調査票等の封入・発送  
事業所の状況確認、調査票等の配布  
照会対応（記入指導等）  
調査票の回収（未提出企業等への督促）  
調査票の提出（受付、審査）

調査票のオンライン提出を選択した企業等（傘下支所数10以上の企業等が選択可）に対しては、各調査主体（総務省統計局、都道府県、市町村）がパスワード・IDを送付する。当該企業等はそのパスワード・IDを用いて、インターネットを介して政府統計共同利用システムに回答を送信する。各調査主体は、同システムにアクセスして提出状況等を確認しながら、回収、督促等の業務を行う。

照会対応については、原則として各調査主体（総務省統計局、都道府県、市町村、調査員）が各々対応するが、総務省統計局においてコールセンターを設置（民間委託）し、調査の目的・意義などへの質問等に一括して対応することにより、事務の効率化を図る。



傘下支所数 100 以上の  
企業等の事業所

傘下支所数 30 ~ 99 の  
企業等の事業所

傘下支所数 10 ~ 29 の  
企業等の事業所

傘下支所数 10 未満の  
企業等の事業所  
(会社以外の法人等を含む。)

調査員は、調査区内事業所名簿に記載されている支所について、活動中であるかを確認し、名簿にその状況を記録。名簿に記載されていない事業所を見つけたときには、それが本所か支所かを確認し、本所であれば調査票を、支所であれば本社等確認票を配布。